

## 大正期における海相財部彪と機関科士官の待遇問題

山口 昌也

### 〈要旨〉

なぜ海相財部彪は、ロンドン軍縮をめぐり混乱する海軍部内を統制できなかったのか。これに対する答えとして先行研究は、財部の最初の海相就任前から、反財部感情が部内にあったこと、財部がロンドン軍縮時に、兵科将校の利益に反した施策によって、兵科から反感を買っていたことを指摘した。一方で先行研究は、財部が初めて海相に就任した翌年、ロンドン軍縮より6年も前に、兵科の利益に反した、機関科の待遇改善策を講じた事情について解明できていない。本稿はこの事情を考察し、上述の答えに新たな知見を加えようと試みた。

財部はシーメンス事件以来の、部内における自らの威信低下という状況を打開するため、機関科の要求に沿った施策によって、機関科の支持獲得を企図する。しかし、財部は兵科からさらなる反感を買ったにもかかわらず、機関科の支持獲得に失敗したため、海相として部内統制力を発揮していく上で、さらに厳しい状況に陥ったのである。

### はじめに

海相財部彪は、昭和5（1930）年のロンドン軍縮をめぐり、混乱する海軍部内を統制できなかった人物として知られる。この混乱は、海相を頂点とした建軍以来の「統制ある海軍」が崩壊する契機となった<sup>1</sup>。なぜ財部は、海相として部内統制力を発揮できなかったのか。

この問いに対し、「財部彪日記」公開前の先行研究においては、財部の周囲にいた元海軍将校の証言を踏まえ、財部が海軍の重鎮・山本権兵衛の女婿であり、異例の早さで出世したが海相としての職務に真剣さを欠き、また実力も不足していたため、部内統制力を発揮できなかったと指摘した<sup>2</sup>。

しかし、「財部彪日記」を活用した近年の先行研究は、なぜ財部が海相として部内統制力を発揮できなかったのかという問いに対する答えとして、第一に、財部の最初の海相就任前から、部内に反財部感情があったことを指摘している。財部の前任海相であった加藤友

1 池田清『海軍と日本』（中公新書、平成22年）67－73頁；太田久元『戦間期の日本海軍と統帥権』（吉川弘文館、平成29年）89－113頁。

2 畑野勇「海軍大臣時代の財部彪に関する人物評価と研究の進展状況」一般社団法人尚友倶楽部・季武嘉也・櫻井良樹『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』（芙蓉書房、令和3年）665－676頁。

三郎は、元帥東郷平八郎との良好な関係を維持する一方で、大正3（1914）年第1次山本権兵衛内閣の時に発覚した、海軍首脳部の汚職事件・シーメンス事件以降の海軍部内に、血縁・地縁にとらわれない人事の浸透を図り、部内の不公平感を除去していた。このような加藤の姿勢は、自ら首相として組閣して以降も継続する。首相加藤は、元帥東郷から海相として財部起用を求められたものの、シーメンス事件の余韻が部内に残っていると斥け、自ら海相を兼摂した。しかし、加藤の病状が悪化し、元帥東郷らの財部待望論によって、財部は大正12（1923）年、海相に就任する。財部は首相加藤との関係において円滑さを欠き、シーメンス事件以来の部内における不安定な立場から、元帥東郷の支持に依存していたという<sup>3</sup>。

第二は、財部がロンドン軍縮の際に、兵科将校（＝海軍兵学校卒業者）の利益に反した施策を講じ、その反感を買っていたことである。財部は海相として、ワシントン軍縮をめぐる補助艦艇充実費の確保や民間造船会社への補償、軍部大臣文官制の導入反対に尽力していた。これらの施策は、海軍の組織利益を擁護し、兵科将校の利益に反していない<sup>4</sup>。一方で財部は、ロンドン軍縮のため水上艦艇を削減している。これは水上勤務を希望し重視する兵科将校にとって、受け入れがたいものであった<sup>5</sup>。

しかし、兵科の利益に反した施策は、財部が初めて海相に就任した翌年の大正13（1924）年、ロンドン軍縮より6年も前にすでになされている。財部はこの大正13（1924）年の施策によって、将官級における兵科と機関科（＝海軍機関学校卒業者）の区別を撤廃した。この施策は、兵科将校が独占していた将官級の役職に、機関科出身の将官も制度上就任可能としたもので、明らかに兵科将校の利益に反している<sup>6</sup>。

ロンドン軍縮の対象は、ワシントン軍縮で対象外となっていた補助艦艇である。そのため財

3 平松良太「第一次世界大戦と加藤友三郎の海軍改革（一）——一九一五～一九二三年——」『法学論叢』（167巻6号、平成22年）87－109頁；同「第一次世界大戦と加藤友三郎の海軍改革（二）——一九一五～一九二三年——」『法学論叢』（168巻4号、平成23年1月）105－120頁；同「第一次世界大戦と加藤友三郎の海軍改革（三）・完——一九一五～一九二三年——」『法学論叢』（168巻6号、平成23年3月）97－124頁；小池聖一「ワシントン海軍軍縮会議前後の海軍部内状況——『両加藤の対立』再考——」『日本歴史』（480号、昭和63年5月）68－84頁；同「大正後期の海軍についての一考察——第一次・第二次財部彪海相期の海軍部内を中心に——」『軍事史学』（第25巻第1号、平成元年6月）35－53頁。

4 小池「大正後期の海軍についての一考察」35－53頁；平松良太「ロンドン海軍軍縮問題と日本海軍（一）——一九二三～一九三六年——」『法学論叢』（169巻2号、平成23年5月）121－141頁；太田久元「第三章 一九二〇年代以降における海軍艦艇建造計画と造船会社——海軍軍縮条約体制下における艦艇建造——」兒玉州平・手嶋泰伸『日本海軍と近代社会』（吉川弘文館、令和5年）75－108頁；手嶋泰伸「第四章 ロンドン海軍軍縮問題と財部彪」兒玉・手嶋『日本海軍と近代社会』255－285頁。

5 木村聡『日本海軍連合艦隊の研究』（北海道大学出版会、令和4年）117－146頁。

6 雨倉孝之『日本海軍機関科将校の反乱未遂——組織を揺るがした差別問題の真相——』（PHP研究所、平成27年）56、65－74頁。他に機関科士官の待遇問題に関する研究としては、財部に対する言及がないが、熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』（国書刊行会、平成6年）361－381頁もある。

部は海相として、補助艦艇(=水上艦艇)を削減しなければならない事情にあった。これに対し、大正13(1924)年の施策については、兵科の利益を損なってまであえて講じた事情が不明である。先行研究は、この事情を明らかにできていない。

大正13(1924)年の施策はまた、機関科士官の待遇問題に関係するものであった。同問題に関する先行研究によれば、機関科士官は、兵科将校とともに日清・日露戦争において戦闘に参加した経験から、兵科と区別された待遇を不服とし、その区別撤廃を求めている。財部の海相就任前の大正4(1915)年、機関科士官は名目上「将校」となっていた<sup>7</sup>。財部はこれに続いて、大正13(1924)年に機関科の待遇を改善したことから、大正4(1915)年よりも踏み込んだ新たな施策が必要と判断したことになる。しかし、機関科士官の待遇問題に関する先行研究においても、財部が大正13(1924)年の施策を講じた事情を、明らかにできていない。

よって本稿はこの事情について、財部と機関科に関する各先行研究の成果を踏まえながら考察し、なぜ財部が海相として部内統制力を発揮できなかったのか、に対する答えに新たな知見を加えたい。本稿の第1節は、財部の海相就任前における機関科士官の待遇問題について検討し、大正4(1915)年よりも踏み込んだ施策が必要となった経緯を明示する。第2節においては、海相財部による機関科の待遇改善への取り組みについて分析し、大正13(1924)年の施策が講じられた事情を明らかにする。そして最後に、第1節と第2節の内容を総括し、結論していく。

なお、海軍機関学校卒の士官名称は、機関官、機関将校、機関科将校と時期や史料中の書き手によって表記が異なっている。本稿においては読みやすさを考慮し、「」による史料の直接引用の部分以外、表記を機関科士官で統一する。また、引用史料中、仮名遣いは原則原文のまま、〔〕は筆者の補註である。特段断りのない限り、旧字は新字に改め、適宜読点を補った。

## 1. 財部の海相就任前における機関科士官の待遇問題

19世紀における技術革新は、各国の海軍に専門分化をもたらす。機関科の設置は、機関術の専門教育の必要を示していた。英国海軍は、機関科を兵科の後方要員として扱い、

7 熊谷『日本軍の人的制度と問題点の研究』、361－399頁；雨倉『日本海軍機関科将校の反乱未遂』、52－292頁；中村義彦「附録『備考文書』について」海軍教育本部『帝国海軍教育史』別巻(原書房、昭和58年)149－176頁。

兵科と明確に区別している<sup>8</sup>。日本海軍はこの英国海軍を手本に創設された<sup>9</sup>。

しかし、機関学校の設置当初の日本海軍においては、機関科と兵科の区別を自明視していない。明治14（1881）年7月、機関学校が設置される<sup>10</sup>。明治19（1886）年、武田秀雄ら少壮の機関科士官たちは、兵学校と機関学校との分立教育を廃止し、機関術を機関科士官だけではなく、兵学校卒の兵科将校も学修できるようにするべきと協議していた<sup>11</sup>。この協議内容は「意見書」として執筆される。武田は、海軍省大臣官房主事本宿宅命大佐に「意見書」を提出した。本宿大佐は「意見書」の内容に「共鳴」する。また「兵学校卒業の若い連中の中」からも「非常に夫れに共鳴した人」もいた<sup>12</sup>。明治20（1887）年7月、機関学校は兵学校に合併される<sup>13</sup>。

しかしその後、海軍当局は機関術の「長足ノ進歩」に応じるため、明治23（1890）年10月、再び兵学校の中に「将校科」と「機関科」を設け、両者の養成課程を分離した<sup>14</sup>。さらに明治26（1893）年11月、機関学校は再設置される<sup>15</sup>。かくして、機関科士官は兵科将校と再び区別された。

ところが機関科士官においては、実戦を通じ、機関科も将校の一員であるとの意識が形成され、兵科との待遇上の落差に不平不満を募らせる。この不平不満は、機関科の最前任士官であった湯地定監の、明治35（1902）年9月に発せられた全機関科士官に対する訓示によっても、鎮まらなかった<sup>16</sup>。その訓示とは次のようなものである。すなわち、諸君は待遇を「将校と均一」にしてほしいと考えていたところ、英米両国において機関科士官に「純

8 青木栄一『シーパワーの世界史 2』（出版協同社、昭和58年）159－188頁。幕府海軍においては慶応4（1868）年の鳥羽伏見の戦い敗北後、兵科と機関科の区別を明確化している。金澤裕之『幕府海軍の興亡——幕末期における日本の海軍建設——』（慶応大学出版会、平成29年）212頁。

9 池田『海軍と日本』、146－156頁；篠原宏『海軍創設史——イギリス軍事顧問団の影——』（リプロポート、昭和61年）255－312頁。

10 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第3巻（原書房、昭和58年）22頁。

11 武田秀雄伝刊行会『武田秀雄伝』（非売品、昭和19年）73－74頁。

12 同上、74－77頁。

13 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第3巻、127－139頁；防衛省防衛研究所蔵「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」（請求記号：⑦教育、全般、156）1533（史料端に付された番号、頁番号にあらず）。時の海相西郷従道は、息子の従親を機関学校に入れ、親子二代で機関科士官の待遇問題解決に取り組んだとの戦後の証言がある。戸高一成『〔証言録〕海軍反省会』（PHP研究所、平成21年）135－139頁参照。

14 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第3巻、140頁。

15 同上、146頁。

16 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」1653。武田秀雄伝刊行会『武田秀雄伝』161－163頁によれば、湯地の訓示は、明治39（1906）年9月となっている。しかし、湯地は、明治39（1906）年4月に予備役に編入されている。海軍歴史保存会『日本海軍史』第9巻・将官履歴（上）（第一法規出版、平成7年）463頁参照。一方、「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」には、武田秀雄による原稿の掲載誌（本文中で後述）が編綴されている。それによれば、湯地の訓示は明治35（1902）年9月、とある。明治35（1902）年9月時点で、湯地は海軍機関総監、海軍機関学校長であった。よって、明治35（1902）年9月を採用した。



然たる将校の待遇」を与えたとの報に接し、我国でもこれに倣わんと主張している。しかし私は諸君に対し、このような枝葉末節の問題にとらわれることなく、自らの職務に専念することを切望する、と。

機関科士官は日清戦争だけではなく日露戦争においても、機関科も兵科と同様に戦闘に参加して、「死地に乗り入る事も些かも違はない事を立証したので、かくの如く冷遇される事は怪しからぬ」と主張した<sup>17</sup>。

教育本部第3部長となっていた武田は、明治44(1911)年9月、海軍次官財部彪を訪ね、機関科の待遇改善について会談し、財部から同意を得ている<sup>18</sup>。さらに武田は、大正2(1913)年8月に再び次官財部を訪ねるとともに<sup>19</sup>、海相斎藤実に対し、「今日機関科と兵科との待遇が余り違ふと云ふことは不都合」という趣旨の「意見書」を提出した<sup>20</sup>。同年9月海相斎藤は、次官財部ら部下数名を海相官邸に召集し、機関科の待遇改善について検討を命じる<sup>21</sup>。

しかしこの検討は、翌大正3(1914)年1月のシーメンス事件の発覚と「海軍廓清」<sup>22</sup>によって、中断された。この「海軍廓清」は、事件の関係者に対する処分だけではなく、海軍の重鎮である山本権兵衛と山本に近い斎藤の予備役編入、山本の女婿である財部の海軍省中枢からの排除も含まれていた。同年3月、第1次山本権兵衛内閣は海軍補充費予算を成立させられず、総辞職する<sup>23</sup>。4月、大隈重信内閣が発足。斎藤の後任海相には八代六郎が就任した。同月、財部は「依願免官海軍次官」の辞令に接し、後任の鈴木貫太郎に業務を引き継ぐ<sup>24</sup>。海相八代と次官鈴木との当面の問題は、「シーメンス事件の後始末」であった<sup>25</sup>。海相八代はシーメンス事件後の「善後策に多大の苦心」を払い<sup>26</sup>、山本と斎藤を予備役に編入

17 武田秀雄伝刊行会『武田秀雄伝』160頁。

18 坂野潤治・広瀬順晴・増田知子・渡辺恭夫『財部彪日記 海軍次官時代(上)』(山川出版社、昭和58年)264頁。教育本部第3部においては、機関科士官以下の教育訓練、それに関わる典範類の制定・改正、機関学校に関する事項などを管掌した。海軍大臣官房『海軍制度沿革』第2巻(非売品、昭和16年)307頁参照。

19 坂野潤治・広瀬順晴・増田知子・渡辺恭夫『財部彪日記 海軍次官時代(下)』(山川出版社、昭和58年)203頁。ただし、大正2(1913)年8月の来訪については、談話内容が記されていない。

20 武田秀雄伝刊行会『武田秀雄伝』、159-161頁。たんに「海軍大臣」としか書かれていないが、武田の教育本部第3部長の就任(明治43(1910)年12月)から待命(大正3(1914)年4月、2ヶ月後に予備役編入)までの間、海相だったのは斎藤実のみである。斎藤の海相在任期間は、明治39(1906)年から大正3(1914)年4月であった。そのため、この「海軍大臣」は斎藤と判断できる。秦郁彦『日本陸海軍総合事典』第2版(東京大学出版会、平成30年)227、433頁参照。

21 坂野ほか『財部彪日記 海軍次官時代(下)』、215頁。同日夜、財部は機関科士官の待遇に関する件で武田の訪問を受けている。

22 同上、377頁。

23 同上、270頁。

24 同上、280頁。

25 鈴木貫太郎『鈴木貫太郎自伝』(社団法人櫻菊会、昭和24年)197頁。

26 同上、198頁。

する<sup>27</sup>。財部は待命となり、第3艦隊司令官<sup>28</sup>として復職した翌大正4（1915）年2月から、海相就任の大正12（1923）年5月までの約8年間、中央勤務から遠ざかった<sup>29</sup>。

大正4（1915）年8月、八代の後任海相として加藤友三郎が就任する。海相加藤は転出を願い出ていた次官鈴木を、「君が出ると後が暗闇になるからもう一年ばかりやつてくれ」と慰留する<sup>30</sup>。また、前海相八代の時、鈴木の前次官就任に関与した秋山真之も、軍務局長に留任して引き続き海相加藤を支えた<sup>31</sup>。海相加藤はこれらの陣容をもって大正4（1915）年12月、海軍武官官階を改正し、機関科士官を従来の「将校相当官」から「機関将校」とする<sup>32</sup>。

かくして機関科の待遇改善は、「海軍廓清」の対象となった財部らによって検討が開始され、「海軍廓清」の路線を継ぐ海相加藤が実現した。これは、機関科士官の待遇問題が海軍省の中核で対処すべき問題として、認識され続けていたことを示している。

大正4（1915）年の施策は、機関科士官を名目的に「将校」とするものであった。しかし、機関科士官の不平不満は鎮静化するどころか、第一次世界大戦後の社会風潮を背景として部内の枠を飛び越え、世上における技術者一般の待遇問題と結びついていく。

大正8（1919）年当時、海軍大学校機関科学生に在籍していた機関大尉御所静<sup>33</sup>は、機関科の待遇に不平不満を抱く一人であり、満川亀太郎が編輯する『大日本』<sup>34</sup>を熱心に読み込んでいた<sup>35</sup>。第一次世界大戦後の日本社会の風潮は、「革命」や「改造」といった言葉が象徴するように、社会のあらゆる関係に「適當の改修整理」を求めた。『大日本』はこのような社会風潮を背景に、これまで「差別」されてきた技術者の待遇改善について論じる

27 坂野ほか『財部彪日記 海軍次官時代（下）』、288頁。

28 本文中の「第3艦隊司令官」は「司令長官」の誤りではない。第3艦隊のトップは明治41（1908）年12月から大正4（1915）年12月まで「司令官」であった。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、472頁参照。

29 財部は海相就任まで、旅順要港部司令官、将官会議議員、舞鶴・佐世保・横須賀・各鎮守府の司令長官を務めた。同上、226頁参照。

30 鈴木『鈴木貫太郎自伝』、204頁。

31 同上、190頁；秦『日本陸海軍総合事典』第2版、438頁。

32 国立公文書館所蔵「海軍武官官階表改正・御署名原本・大正四年・勅令第二百十六号」（請求記号：御10352100）。

33 海軍歴史保存会『日本海軍史』第9巻・将官履歴（上）、233頁。

34 満川亀太郎は、老社会と猶存社といった「右翼団体」の中心人物として活動したことでよく知られる。その満川は、雑誌『大日本』の「編輯に参与」し、「この雑誌の編輯従事中、この雑誌を通じて天下に多くの同志を求むることが出来た」という。『大日本』は、大正3（1914）年10月創立の大日本社の雑誌であり、創刊号を除き、満川と「民間海軍通の第一人者」であった社長の川島清次郎の二人によって、編輯・発行が継続された。江川喜太郎『新聞雑誌要録』（新聞雑誌協会、大正8年）60頁；満川亀太郎『三国干渉以後』復刻版（現代ジャーナリズム出版、昭和52年）127－129頁参照。

35 御所は、この『大日本』の記事に傍線や評言を加え、機関科の待遇に関する他の書類とともに編綴している。「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」参照。

中で、機関科士官に「戦闘将校」と同一の「名誉体面」を得させるべきと唱える<sup>36</sup>。そして大正8(1919)年8月号に、「機関将校問題」と題する記事を掲載した。御所と思しきこの記事の筆者は、同問題を海軍における「多年の宿題」と主張する<sup>37</sup>。

さらにこの「機関将校問題」をめぐり、『大日本』誌上において議論が起こった。筆名「三六生」は「大日本八月号ハツ当り」と題し、次のように主張する<sup>38</sup>。『大日本』8月号は随分「墮落」したものだ。「機関将校問題」「官界技術家問題」「技術家待遇問題」、そろいもそろって彼らのひがみ根性を遺憾なく発揮している。一々は取り立てていう程の事柄でもないから、いい加減にしておく。ただ彼らに一言教えておく。自らの身の程を知って、その程に十全の努力を尽くすべきである。これが大日本人の精神である、と。この「三六生」の主張に対し機関学校教官赤松研吉は、なぜこのような「無礼暴慢なる言辞」を弄し、ことさらに「帝国海軍一千の機関将校」を「侮辱」しようとするのか、と応酬する<sup>39</sup>。

三菱造船会長となっていた武田は「遺憾なる機関将校問題」と題し、我が海軍部内における「機関将校問題」が、「終に公刊雑誌上の論題として討議」されている事態に驚き、「遺憾」と述べた。しかし、後輩の機関科士官たちの「呻吟」を見て、心ひそかに悲しまざるを得ないとする。武田はまた、前途多難な国内外情勢は、軍官民を問わず心一つにして事に当たることを求めているとし、「機関将校問題」が「当局の英断と各兵科賢明なる諒解互譲の下」、一日も早く完全に解決されるべきとした<sup>40</sup>。

以上のように、海軍部内における機関科と兵科の区別は、時を経て明確化された。一方で機関科士官は日清・日露戦争を通じて、機関科も兵科と同じ「将校」であるとの意識を形成し、実際の待遇との落差に不平不満を募らせる。この不平不満は機関科の最先任士官の訓示によっても、鎮まらなかった。

機関科の待遇改善は、次官財部らによって検討が開始される。この検討は、シーメンス事件の発覚とその後の「海軍廓清」によって一時中断されたものの、海軍省中枢において継続される。大正4(1915)年の施策は機関科士官を名目上、「将校」とするものであった。

しかし名目的な改善では、機関科士官の不平不満を鎮静化させられなかった。彼らの不平不満は、第一次世界大戦後の社会風潮を背景に部内の枠を飛び越え、世上の技術者一般の待遇問題と結びつく。機関科士官の待遇問題は公然と、議論される事態にまで発展

36 同上、1580。

37 同上、1594。筆名「SK生」は、「S」=静、「K」=御所か。

38 同上、1616。

39 同上、1620 - 1621。

40 同上、1632 - 1634。

したのである。この事態に対処するためには、大正4（1915）年よりも踏み込んだ施策の実現が必要であった。

## 2. 海相財部と機関科士官の待遇問題

大正11（1922）年6月、加藤友三郎内閣が発足した。加藤は組閣時、元帥東郷平八郎から新海相として財部を推挙されたものの、「先のシーメンス事件の余焰の尚不可なるものあり」と斥け、「海軍廓清」の路線を堅持する<sup>41</sup>。海相は首相加藤の兼摂となった。しかし翌大正12（1923）年3月には、首相加藤の病状悪化から専任海相が問題となる。後年ロンドン軍縮会議随員を務める、海相秘書官岩村清一は、加藤の後任海相として、「徳望家ヲ必要トス、鈴木〔貫太郎〕中将適当カ」と考えていた<sup>42</sup>。鈴木が辞退した後は<sup>43</sup>、「五月中旬村上〔格一〕大将ガ専任大臣ニナルラン」と観測している<sup>44</sup>。

ところが、大正12（1923）年5月、専任海相には財部が就任した。秘書官岩村は財部を『『シーメンス』事件の残塁』と見なしていたため、「新大臣財部大将トハ驚キタリ、大臣〔加藤〕モ余リ政治家ニナリスキテ海軍部内如何ニナリ行ケラム」、と強い衝撃を受けた<sup>45</sup>。岩村にとって「海軍廓清」は、既定路線だったのである。

財部はこのような部内の空気を海相就任前から、認識していた。財部はかつて次官から更迭されて後、難航した復職に際して時の海相八代から、財部の復職に対しては「海軍廓清」の主なるものとして反対する者があったと耳にしている<sup>46</sup>。また復職後、評論家鶴崎鷺城の「薩の海軍・長の陸軍」を読み、海軍部内における財部批判の内容が部外に漏れていることに気付いた。その内容とは、かつて財部が兵学校同期の広瀬武夫から、山本権兵衛の娘との結婚に反対されたが、無視したというものである<sup>47</sup>。広瀬は日露戦争の英雄として著名であった。さらに財部は、首相加藤が組閣時に、「先のシーメンス事件の余焰」という理由から海相財部案を斥けたと、親しい間柄にあった軍事参議官村上格一から伝え

41 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、21 - 22 頁。

42 防衛省防衛研究所蔵「大正十二年 海軍中将岩村清一日記」（請求記号：①中央、日誌回想、764）「三月五日」条。

43 鈴木は回想によれば、鈴木が呉鎮守府司令長官であった「〔大正〕十二年の春、加藤友三郎大将が総理大臣と海軍大臣を兼ねて忙し過ぎるから海軍大臣の専任者を作りたい希望で、私になる様にとの交渉が有つたのです〔中略〕どうも私は戦争する事だけは専心努力して来たが政治的の事は嫌いなんだから切角ですがとお断りしたのです。其外二三の理由を述べてお断りしたと思つて居ります。其事を交渉に来られた人事局員（後の長谷川清大将）が加藤さんに復命したら、加藤さんは笑つて鈴木はそういふだらうと云はれたといふ事でした。チャーと察して居られ、間もなく財部大将が海軍大臣になられました」。鈴木『鈴木貫太郎自伝』、243 - 244 頁参照。

44 「大正十二年 海軍中将岩村清一日記」、「三月二十八日」条。

45 同上、「五月十三日条」。

46 坂野ほか『財部彪日記 海軍次官時代（下）』、377 頁。

47 同上、372 - 373、386 頁；鳥谷部春汀『明治文学全集 92 明治人物論集』（筑摩書房、平成 25 年）118 - 119 頁。



られている<sup>48</sup>。

このように、自らの威信低下を認識していた財部は、海相就任早々の大正12(1923)年5月末、機関科の最先任士官であった船橋善弥から意見具申を受ける。船橋の意見具申とは、次のように機関科と兵科の区別撤廃を求めるものであった。すなわち、現在の機関科士官は名目上「将校」であるが、その実質においては「一種ノ相当官」、あるいは「一種変態ノ将校」に過ぎない。「一種変態ノ将校」に、海上作戦の一大要素である機関部隊を、管掌させる制度が「根本的ニ革正」されない以上は、大正4(1915)年の施策のように、その場しのぎの「温情政策」によって臨もうとも、明治35(1902)年の湯地訓示のような「威令政策」によって、機関科の本分に専念させようとも効果的ではない。ましてや「機関将校問題」として、部内の枠を飛び越えて公然と議論されているように、「社会一般ニ機会均等ノ思潮益々熾烈ナラントスル前途」に対しては、効果が期待できないであろう、と<sup>49</sup>。

大正12(1923)年6月、財部は次官岡田啓介に、「機関将校処置問題を調査委員に附する事」の「希望」を伝える。岡田と軍務局長大角峯生は財部に対し、「機関将校問題を調査委員に附するを不可とするの意見」を具申した<sup>50</sup>。秘書官岩村も、「機関官ト将校ノ衝突トナル筈」と予想し、「此種問題ニ委員会ヲ組織スルカ誤リ」であると考えていた<sup>51</sup>。しかし財部は、調査委員会の設置を改めて「希望」し<sup>52</sup>、その委員長に、自らに近い村上を据えようとする<sup>53</sup>。岩村は、委員会における議論を、財部の「浅慮ナル人気取策」と見なした<sup>54</sup>。そして、委員長村上という人選については、財部と委員会とを「直通」にするものであり、「次官不信任ノ表白」とする<sup>55</sup>。財部は海相就任に先立ち、首相加藤から新たな海軍次官として、財部と同期の岡田を任命することに同意させられていた<sup>56</sup>。財部にとって岡田の存在は、機関科の待遇改善を目指した議論の着手段階から、障害となっていたのである。

大正12(1923)年7月、教育制度調査委員会が編成された。結局財部は、村上ではなく次官岡田を名目上の委員長に任命したものの、「実際ノ委員長」には、財部より3期下

48 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、21-22頁；波多野貞夫『海軍大将村上格一伝』（非売品、昭和8年）23-29頁。かつて村上は、シーメンス事件後、待命となった財部の復帰について人事局長向井弥一に申し入れ、向井から、財部の貴族院での悪評を理由として財部の復帰困難を伝えられたのに対し、「夫ハケシカラン、軍人ノ就職ニ貴族院ノ評判何カアラン」と応酬している。坂野ほか『財部彪日記 海軍次官時代（下）』321頁参照。

49 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」、1756-1764。

50 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、43頁。

51 「大正十二年 海軍中将岩村清一日記」、「七月二十三日」条。

52 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、43頁。

53 「大正十二年 海軍中将岩村清一日記」、「七月十九日」条。

54 同上。

55 同上、「七月二十三日」条。

56 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、34-35、37頁参照。

の艦政本部長安保清種を据えた。そして、軍務・人事・教育の三局長（＝軍務局長大角、人事局長山梨勝之進、教育局長古川鈺三郎）を委員から除外する<sup>57</sup>。

さらに財部は、委員会に「白紙ニテ研究セヨ」と命じた<sup>58</sup>。この財部の意図とは、機関科と兵科の区別を自明とするのではなく、「白紙」の状態で議論させようとするものだったと考えられる。しかし秘書官岩村は、委員会は「訊ヌル機関」ではなく「利用スベキ機関」であることを忘れてはならない、一体大臣にいかなる成算があるのであろうか、と財部の意図をはかりかねていた<sup>59</sup>。

同年8月、首相加藤が病死する。後継の首相山本権兵衛は、女婿の財部を海相に留任させる。岩村は、「薩閥海軍ノ勃興」を警戒した<sup>60</sup>。9月、関東大震災発生。委員会の議論は一時中止となり、12月から再開される<sup>61</sup>。

しかし翌大正13（1924）年1月、第2次山本内閣は前年末に発生した虎ノ門事件の責を引き、総辞職した。結局財部は、委員会の結論を見ないまま海相を辞任、軍事参議官に異動となる。

後任海相は財部が推挙した村上であった<sup>62</sup>。財部は村上を通じ、委員会の議論に対する影響力を残そうとしたと考えられる。しかし村上は、海相就任からわずか1か月後に、「心臓ニ故障」を生じさせて以降、執務できなくなる<sup>63</sup>。大臣の執務は次官岡田が代行した<sup>64</sup>。

大正13（1924）年3月、教育制度調査会・主査会委員長の安保は、次官岡田（＝教育制度調査会委員長）に対し、「主査会議事報告」を提出する<sup>65</sup>。この「主査会議事報告」の結論は、機関科と兵科の区別撤廃に対する賛否を併記した、曖昧なものであった<sup>66</sup>。

実質的な結論は、同年5月28日開催の「諮問会議」に持ち越される。財部は軍事参議官として「諮問会議」に出席したが、「両科合併〔＝機関科と兵科の区別撤廃〕の不可」という議論の大勢を覆せずにはいた<sup>67</sup>。

同月31日、執務不能の海相村上の名をもって、次のような大臣訓示が発せられる。すなわち、「兵科機関科将校養成制度」に関しては、大正12（1923）年末の教育制度調査

57 「大正十二年 海軍中将岩村清一日記」、「七月二十三日」条；秦『日本陸海軍総合事典』第2版、436－441頁。

58 同上、「七月二十三日」条。

59 同上。

60 同上、「十一月十八日」条。

61 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」、1870。

62 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、84－85頁。

63 防衛省防衛研究所蔵「大正十三年 海軍中将岩村清一日記」（請求記号：①中央、日誌回想、765）「二月七日」「二月九日」条；尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、91－92頁。

64 同上、94、97頁。

65 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」、1870。

66 同上、1892－1896。

67 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、113頁。

委員会において審議し、翌大正13(1924)年3月、その成果が本大臣に報告された。それ以来本大臣は、関係各局長に命じて、この報告について審議させた。さらに部内練達の諸将を召集、その意見を徴して熟慮の結果、「両科将校ハ之ヲ別箇ニ養成スルノ現制度ヲ持続スルニ決セリ」。そもそも「両科将校」は重要な戦闘任務に服するものである。その養成方法の適否は、直ちに海軍の盛衰に反映される。ゆえに、本大臣は本件を慎重に審議させた。この決議は最善の研究により、到達したものである。「復タ再び無用ノ論議ヲ繰返スヲ許サス」、と<sup>68</sup>。

かくして、財部主導で始まった機関科と兵科の区別撤廃に関する議論は、海相村上の執務不能以降、財部の影響下から離れ、現状維持という結論に至った。大臣訓示までの道筋は、大臣代理の岡田によって、つけられたものと考えられる。

大臣訓示に対し御所は、「国家ヲ念ヒ海軍ヲ念ヒ将来ノ禍根ヲ除去センガ為メノ主張ヲ直ニ無論ノ論議トナス怪シカラヌ文句ナリ、大臣ノ訓辞トシテ何シテモ認容シ得ベキモノニアラズ、噫」、と非難した<sup>69</sup>。

このような非難の声は各紙で報じられる。東京朝日新聞は次のように報じた。海軍部内における「兵科機関科の将校別撤廃案」は、去る5月28日「海軍首脳会議」の結果「否決」され、「最近海軍大臣から厳重な戒飭令」が出た。これについて「機関将校側は極度に憤懣」、「連判状」まで作成し、「社会の問題とするといきまいて居り事態容易でない」、と<sup>70</sup>。

また大阪毎日新聞は、「機関科の差別扱ひ」、「海相の訓示に不平満々」、「首脳会議の偏頗な措置」と題し、「今この問題に対する機関科将校の意向を総合」するとして、次のように報じた<sup>71</sup>。

元来機関科将校が主張する差別撤廃問題は、全く国防を基調とする国策的見地から国防問題の研究を重ねてこの結論に達したものであるに拘らず、愈々首脳会議で否決されたとは意外千万である、首脳会議の状態を見ても幾多非難すべき点があるといふのは、当日の出席者は元帥及び軍事参議官で、機関科出身の将校は機関局長のみであつた、然も午前中会議には機関局長を出席させたにも拘らず、午後は秘密会議として機関科側を除外し満場一致で否決したもので、機関科将校を侮辱するも甚だしい〔中略〕

68 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」、1898 - 1899。

69 同上、1898。

70 『東京朝日新聞』大正13(1924)年6月7日。

71 「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」、1900 - 1901。

何れにしても決して機関科将校は好感情を抱いてゐない事は事実である、我々はあくまで国家的見地に立つて正々堂々たる主張をしてゐるのでこの俛泣寝入りはせぬ、海軍は海軍だけの海軍でなく、国家の海軍である以上、この公明正大な主張を掲げて国民の世論に懇へ、飽迄目的を貫徹しなければ已まない決心であると

かくして機関科士官は、大臣訓示の非を世上に次々と訴え出たのである。御所は、大臣代理の岡田ら「当局ハ大分頭ヲ悩マシタル模様」と観察した<sup>72</sup>。

大正 13（1924）年 6 月、清浦奎吾内閣は総辞職。後継の首相加藤高明は、財部に対し海相就任を打診する。財部は、岳父の山本や元帥東郷・井上良馨といった、薩摩出身の長老たちから支持を得て海相に就任、「岡田次官（村上前海相代）より引継を受く」<sup>73</sup>。その後次官も、岡田から安保に代わる<sup>74</sup>。

海相に再任された財部は、再任前の同年 5 月に海軍軍令部長山下源太郎より、「部内に村上、財部間に私約ありと云ふが如き疑念を抱く輩」がいることを聞いていたが<sup>75</sup>、各方面からの「祝電祝品」の少なさに驚く<sup>76</sup>。

10 月 14 日、財部は山本を訪問、「機関将官を兵科将官と合併の考案等」について語った<sup>77</sup>。同月 22 日、財部は次官安保の復命を受けて「大いに安神<sup>ママ</sup>」している<sup>78</sup>。その復命とはすなわち、「機関少将以上を将校に合併する」ことについて、「両元帥、各大将、各司令長官等」から了解を得て、海軍軍令部長山下からは「余程能き挨拶」があった、というものである。「両元帥」とは東郷と井上、「各司令長官」は各鎮守府および各艦隊の長官、「各大将」は「両元帥」と「各司令長官」以外の現役大将で、軍事参議官という顕職にある、井出謙治と岡田を含むと考えるのが妥当であろう<sup>79</sup>。岡田は大臣訓示までの道筋をつけたものの、世上に吹き荒れる機関科士官の非難の声に対処するため、完全な区別撤廃よりは妥協

72 同上、1900。

73 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、116 - 119 頁。

74 秦『日本陸海軍総合事典』第 2 版、434 頁。

75 尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、107 頁。

76 同上、119 頁。

77 同上、146 頁。

78 同上、148 頁。

79 この当時存命で海軍大将・元帥だったのは東郷と井上、司令長官は呉鎮守府司令長官竹下勇、佐世保鎮守府司令長官伏見宮博恭王、横須賀鎮守府司令長官堀内三郎、連合艦隊司令長官兼第 1 艦隊司令長官の鈴木貫太郎、第 2 艦隊司令長官加藤寛治の 5 名、現役の大將で司令長官でない者は岡田・井出・村上である。村上は病氣療養中であるため、欠席したと考えられる。秦『日本陸海軍総合事典』第 2 版、450 - 452、469 - 471 頁；海軍歴史保存会『日本海軍史』第 9 巻・将官履歴（上）、3 - 77 頁参照。また、翌年財部は、連合艦隊司令長官鈴木が席上、「機関官にても又は主計官にても」海相であれば、任用の道を開いてもよいと発言のあった旨、元帥東郷から聞いている。尚友倶楽部『財部彪日記〔海軍大臣時代〕』、178 頁参照。



した財部の施策を、了解せざるを得なかったと考えられる。

財部は、このように海軍上層部の事前の了解を得た上で、11月1日、改めて上述の面々を集めた海相官邸での会議の席上、次のように述べた<sup>80</sup>。機関科と兵科の区別は先の教育制度調査委員会において慎重に審議し、「結局」現状維持に決した。しかし、「将官級」においてなお両科を区別する必要はない。「将官級」における両科の区別撤廃は、「適材<sup>ママ</sup>適処ノ範圍」を広くし、機関科士官の「前途ノ光明ヲ一層鮮明ナラシムル」と思う。ゆえに「将官級ニ限り」、両科の区別撤廃を決心した、と。

各紙はこの財部の決心を報じた。11月18日の読売新聞は、「大臣、大将、元帥にも、機関将校がなれる、大に開けた人材登用の道、『機関』の名称も将官級には附けぬ」<sup>81</sup>。同月21日と23日の東京朝日新聞には、「海軍機関将校の差別撤廃決定す、将官に限り機関の肩書を削る、近く勅令で公布」、「海軍機関将校優遇案、枢密委員会上議」、とある<sup>82</sup>。同大正13(1924)年12月、海軍武官官階が改正された。これによって将官級の機関科と兵科の区別は撤廃される<sup>83</sup>。

しかしこの施策は、機関科士官にとって飽き足らないものであった。

教育制度調査委員会の委員であった機関大佐杉政人は、機関科と兵科の区別を完全に撤廃し、同一の教育機関において生徒を養成する「一系」教育以外に、根本的な解決方法がないと結論していた。実際杉は、両科の区別が完全に撤廃された昭和17(1942)年に、「機関科将校問題が愈々根本的解決の緒につき」、「何とも嬉しくて堪らない」などと述べている<sup>84</sup>。杉にとって大正13(1924)年の施策は、「根本的解決」ではなかった。

また昭和10(1935)年、海軍参謀長会議において、海軍教育制度の改善に関する諮問がなされる。これを契機として多くの機関科士官から、現在の「二系」教育を廃止して「一系」教育とすべきとの意見が出た。第2航空戦隊機関長水野英一は、海軍工機学校教頭

80「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正13年」,1928-1929;尚友倶楽部『財部彪日記[海軍大臣時代]』,150頁。この日の「財部日記」には、「司令長官以上の会議を官邸に開く」と記されている。わざわざ「以上」とあることから、東郷・井上の両元帥はもちろん、竹下(15期、大正12(1923)年8月大将)・博恭王(大正11(1922)年12月大将)・堀内(17期、大正8(1919)年12月中将)・鈴木(14期、大正12(1923)年8月大将)・加藤(18期、大正9(1920)年12月中将)の各長官とほぼ同等級以上の、軍事参議官岡田(15期、大正13(1924)年6月大将)や同井出(16期、大正13(1924)年6月大将)、海軍軍令部長山下(10期、大正7(1918)年7月大将)も含んでいると考えるのが妥当であろう。なお、この当時、舞鶴は鎮守府司令長官ではなく要港部司令官であった。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、181(井出)、194(岡田)、196(加藤)、221(鈴木)、226(竹下)、247(博恭王)、250(堀内)、261(山下)、450-452(歴代の各鎮守府長官一覧)、469-471(歴代の各艦隊長官一覧)頁参照。

81『読売新聞』大正13(1924)年11月18日。

82『東京朝日新聞』大正13(1924)年11月21日、同23日夕刊。

83 国立公文書館所蔵「大正九年勅令第十号(海軍武官官階ノ件)中改正・御署名原本・大正十三年・勅令第四百一号」(請求記号:御15099100)。

84 杉政人『薈』(非売品、昭和32年)62-64頁;堤健男『海軍中将杉政人』(ヨハネ印刷株式会社、昭和57年)210-214頁。

となっていた御所に対し、この諮問が機関科士官の間に「相当ノ『センセイション』」を生じさせたと伝えている<sup>85</sup>。

財部主導の大正 13 (1924) 年の施策は、兵科将校から反感を買った。

大正 13 (1924) 年 12 月の『有終』(=海軍非現役者の団体・有終会の機関誌)の「時事小事」において、筆名「M・A・生」は「将校ト機関将校」と題し、「将校と機関科の士官とは全く其性実を異にするから、機関科の士官を機関将校と呼ぶべきではない」、「機関科の士官に対して、すでに将校の名を冠すべきにあらずとせば、将校の階級を示すところの将官、佐官、尉官等を以て之を呼ぶべきにあらざることも亦甚だ明白となる」、「我海軍は甚だ正当なる旧時の呼称たる総監、大中少監等の制に復帰せずはなるまいと思ふ」、と主張した<sup>86</sup>。「M・A・生」は財部の施策に直接言及していないが、施策が講じられた直後の「時事」に関する欄において、大正 4 (1915) 年の施策以前の状態に戻せと、兵科将校の立場から主張している。ゆえにこの記事は、財部主導の施策に対する非現役兵科からの痛烈な批判と考える<sup>87</sup>。

さらに昭和 3 (1928) 年 5 月の東京朝日新聞は、「海軍将官の区別を旧制に復活せよ、機関科出の将官に非難の声、実現は容易でない」と題し、次のように報じている<sup>88</sup>。

海軍では最近また将官の兵科機関科の区別を旧制度に復旧すべしとの議論が行はれ、やかましい問題となつて居る、将官になれば機関科出身のものも機関の肩書なくなるといふ現制度は、大正十三年財部大将の海相時代に改正されたもので、当時機関将校の水平運動といふものが起り、米国の例にならつて、兵科機関科の区別を全然撤廃し、適材を適所におくべしとの運動が盛んであつたので、財部海相は軍事参議官会議において東郷元帥、井出謙治大将等の反対があつたに拘らず、び縫的に現制度

85 防衛省防衛研究所蔵「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.6 昭和 10 年」(請求記号：⑦教育、全般、155) 1413。

86 『有終』(第 133 号、大正 13 (1924) 年 12 月) 69 - 71 頁。この「M・A・生」の主張に対し、御所は「馬鹿ゲタ偏見」と記している。「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正 13 年」1930 参照。

87 御所は、「M・A・生」の下に「浅野政恭」と記している。「海軍機関科将校 制度教育問題綴 No.1 大正 13 年」、1930 参照。しかし、海軍歴史保存会『日本海軍史』第 9 巻・将官履歴(上)や『日本海軍史』第 10 巻・将官履歴(下)、外山操『陸海軍将官人事総覧』海軍編(芙蓉書房、平成 6 年)を見る限り、「浅野正恭」はいるが、「浅野政恭」はいない。浅野正恭は財部と同期で、財部が大将となった翌年の大正 9 (1920) 年 8 月、中將のまま予備役に編入された。海軍歴史保存会『日本海軍史』第 9 巻・将官履歴(上)、91 - 92 頁；外山『陸海軍将官人事総覧』海軍編、60 頁参照。

88 『東京朝日新聞』昭和 3 (1928) 年 5 月 29 日。引用史料中の一部踊り字「く」を、読みやすさを考慮し、仮名に変換した。軍事参議官となっていた財部は、舞鶴要港部司令官大谷幸四郎より、当該事件の概要について説明を受けているが、報道するような意見が部内から出ていることについて、日記に書き留めていない。尚友倶楽部『財部彪日記「海軍大臣時代」』、405 頁参照。

の如く改正したのであつた

機関将校出の人は将官になるまで責任の地位におかれることが少いので、いよいよ将官になつて責任を執ることになると兎角の非難がある状態である、最近共産党事件で舞鶴工作部から起訴された職工数名をだしたのは、機関将校出身たる工作部長が事前に適當の処置を講じなかつたからだ、尚代理司令官としても遺憾の点が多かつたとて、工作部長非難の声が高く、これが動機となつて不徹底な現制度を改め、旧制度に復すべしとの議論が有力者の間におこなわれている

しかし、責任者たる財部大將が現在軍事參議官の現職にあるので、これを復旧することは同大將の面目にも関するから、今のところ実現は容易ではない様である

財部は前述の通り、元帥東郷や大將井出を含む、海軍上層部の了解を得た上で、大正13(1924)年の施策を講じた。しかしこの記事は、あたかも財部が元帥東郷らの反対意見を無視し、強行したとする。そして、「責任者」である財部の「面目」のため、復旧できないと報じた。この情報源は詳らかではない。しかし同施策において最も不利益を被るのは、兵科将校であろう。彼らは制度上、機関科出身者と限られた将官級の役職を争う可能性があった。兵科将校は、財部主導の施策に強く反発したと考えられる。

以上のように、財部は初めて海相に就任する前から、海軍部内における自らの威信低下を認識していた。このような中財部は、機関科士官の待遇問題が大正4(1915)年の施策によって、解決していないことを知る。

それからの財部の行動は迅速果敢であつた。財部は次官岡田らの反対を封じ、議論の主導権を握ろうとする。軍事參議官へ異動後も、後任海相に推挙した村上を通じ、委員会に対する影響力を残そうとしたと考えられる。

しかし、財部の目論見は外れた。村上は、海相に就任してから程なくして執務不能に陥る。大臣代理を務めた次官岡田は、海相村上の名をもって、区別撤廃を不可としただけでなく、以後の議論まで禁じた。これに対し機関科士官は、世上にその非を次々と訴える。岡田はこの対応に苦慮した。

この中で財部は元帥東郷らの支持を得て、海相に再任される。しかし「祝電祝品」の少なさから、改めて自らに対し批判的な部内の空気を感じた。財部は現状維持(=大正4年の改善内容)よりも踏み込み、将官級の機関科と兵科の区別撤廃を実現する。財部は威信低下という状況を打開するため、できるだけ機関科の要求に沿った施策によって、機関科の支持を獲得しようとしたと考えられる。しかし、この大正13(1924)年の施策は、兵科将校の反感を買い、機関科の支持獲得まで至らなかった。

## おわりに

なぜ海相財部は、ロンドン軍縮をめくり混乱する部内を統制できなかったのか。この問いに対する答えとして、「財部彪日記」を活用した近年の先行研究は、財部の最初の海相就任前から、部内に反財部感情があったこと、財部がロンドン軍縮時に、兵科将校の利益に反した施策によって、兵科から反感を買っていたことを指摘した。

しかし、兵科の利益に反した施策は、財部が初めて海相に就任した翌年の大正 13 (1924) 年、ロンドン軍縮より 6 年も前にすでになされている。本稿は、先行研究で明らかにされてこなかった、財部がこの施策をあえて講じた事情について、先行研究の成果を踏まえながら考察し、上述の答えに新たな知見を加えようと試みた。

19 世紀における技術革新は、各国の海軍に専門分化をもたらす。機関科の設置は、機関術の専門教育の必要を示していた。英国海軍は、機関科を兵科の後方要員として扱い、兵科と明確に区別している。日本海軍はこの英国海軍を手本に創設された。しかし、機関学校の設置当初の日本海軍においては、機関科と兵科の区別を自明視していない。両科の区別は、時を経て明確化されたものであった。

機関科士官たちは、日清・日露戦争を通じて「将校」の一員との意識を形成し、兵科と明確に区別された待遇に不平不満を募らせる。この不平不満は海軍部内において無視できない程に膨れ上がり、対処すべき問題となった。武田は、機関科の置かれている状況を海相斎藤や次官財部に説明し、その待遇の改善を求める。海相斎藤は次官財部に、待遇改善に関する検討を命じた。

しかし、この検討は一時中断される。シーメンス事件の発覚後、斎藤の後任海相八代は「海軍廓清」を断行、前首相山本と斎藤を予備役に編入し、財部を待命とした。八代から海相を継いだ加藤は、「海軍廓清」に尽力した次官鈴木と軍務局長秋山を留任させ、大正 4 (1915) 年、機関科士官を名目上「将校」とする。

ところが、機関科の待遇問題は、部内の枠を飛び越え公然と議論される事態にまで発展した。機関科の不平不満は、第一次世界大戦後の社会風潮を背景に、技術者一般の待遇問題と結びつく。そして一般雑誌において、機関科の待遇問題は議論された。このような事態を收拾するためには、大正 4 (1915) 年よりも踏み込んだ施策の実現が、必要不可欠であった。

財部は、シーメンス事件の発覚以来、自らに対し批判的な部内の空気を感じていた中、大正 12 (1923) 年海相に就任する。就任早々、船橋から機関科の状況を聞いた財部は、次官岡田らの反対を封じ、教育制度調査委員会の設置を強行、議論の主導権掌握に努め



た。海相から軍事参議官へ異動後も、後任海相に推挙した村上を通じて、影響力を残そうとしたと考えられる。

しかし村上は、海相就任から程なくして前述の通り執務不能となった。大臣代理となった岡田は、機関科の待遇問題に関する議論を主導、現状維持と結論させる。そして、以後の議論を禁止した。これに対し機関科士官は、その非を次々と世上に訴え出る。岡田はこの事態を收拾できないまま、次官から軍事参議官に異動となった。

この中で財部は、元帥東郷ら薩摩出身の長老たちの支持を得て、村上の後任海相に再任される。しかし「祝電祝品」の少なさから財部は、改めて自らの威信が低下している現実を突き付けられた。大正13(1924)年、財部は東郷や岡田ら海軍上層部の了解を得て、将官級の機関科と兵科の区別撤廃を実現する。しかしこの施策は、兵科からさらなる反感を買ったにもかかわらず、機関科の支持獲得に至らなかった。

以上のように、海相財部は自らの威信低下を自覚した上で、さまざまな障害を克服し、大正13(1924)年の施策を講じている。財部はできるだけ機関科の要求に沿った施策によって、新たに機関科の支持を獲得し、現状の打開を企図したと考えられる。

しかし、財部の企図通りに事は運ばなかった。かえって財部は、海相として部内統制力を発揮する上で、シーメンス事件の発覚後よりもさらに厳しい状況に、ロンドン軍縮を前にして陥ったと結論できよう。

(防衛研究所)